

行政文書公開決定等審査報告書

令和6年11月18日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和6年6月7日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	〇〇〇〇〇〇〇株式会社につき 1. 大和市の出資持分のうち、平成8年11月1日（設立時）取得の株式保有数から令和5年10月27日現在の株式保有数（724株）の推移が確認できるもの 2. 各年度決算報告書、若しくはそれに代わるもの 3. 設立、定時及び臨時総会の議事録
審 査 の 結 果	一部公開決定とした原処分判断は妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和5年12月21日、審査請求人は、本件株式会社への本市の出資持分のうち、本件株式会社設立時に取得した株式保有数から現在の株式保有数の推移が確認できるもの（以下「請求①」という。）、本件株式会社の各事業年度の決算報告書、若しくはそれに代わるもの（以下「請求②」という。）並びに本件株式会社の設立、定時及び臨時総会の議事録（以下「請求③」という。）を対象文書とし、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号。以下「条例」という。）第5条に基づき情報公開請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 令和6年2月22日、原請求につき、実施機関による一部公開決定【令和5年度大和市指令第3512号】（以下「原処分」という。）がなされた。
- 3 実施機関による原処分の内容は、請求①に対しては「市の株の推移」と題する本市の持株数の推移が分かる文書を特定の上、非公開部分なく公開し、請求②に対しては実施機関が保有する本件株式会社の平成8年の設立年度を1期として27期までの計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表をいう。）、事業報告書、これらの附属明細書として販売費及び一般管理費の内訳及び製造原価報告書並びに議案書（計算書類から議案書までの一連の文書を以下総称して「本件計算書類等」という。）を特定の上、貸借対照表を除く本件計算書類等の内容及び実施機関の職員によるメモ部分を非公開とし、請求③に対しては発起人会議事録（平成8年7月30日付け）、設立総会議事録（平成8年11月1日付け）、臨時株主総会議事録（平成8年11月28日付け）を特定の上（これらの議事録を以下「本件公開議事録」という。）、本件公開議事録の内容、役員印及び実施機関の職員によるメモ部分を非公開としたものである。
- 4 実施機関による原処分における非公開部分の根拠は、役員印については条例第7条第1号（個人に関する情報）であり、貸借対照表を除く本件計算書類等の内容、本件公開議事録の内容及びこれらの文書における実施機関の職員によるメモ部分については条例第7条第2号（法人等に関する情報）である。
- 5 同年4月25日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

- 1 （請求③につき）実施機関は、設立、定時及び臨時株主総会のうち、本件公開議事録以外の議事録を公開せよ。
- 2 （請求②につき）貸借対照表を除く本件計算書類等の内容及び実施機関の職員によるメモ部分を公開せよ。
- 3 （請求③につき）本件公開議事録の内容及び実施機関の職員によるメモ部分を公開せよ。

第3 当事者の主張

- 1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書における主張

ア 請求③に関し、本件株式会社においては、毎年度、株主総会をもって、前年度の事業内容を報告しており、このことは、各期の事業報告書と共に、議案書が原処分において一部公開されていることから明らかであることから、本件公開議事録以外の各年度における株主総会議事録は当然に作成され、その写しは当然に実施機関にも配布されているものである。

したがって、実施機関は、本件公開議事録以外の本件株式会社の株主総会議事録を公開する義務を負う。

イ 請求③に関し、実施機関は、会社法（平成17年法律第86号）上、株主総会議事録に関し株主や債権者以外には開示義務がないことを理由に、これら非公開とされる株主総会議事録につき本件株式会社の財産権を構成し、公開により競争上の地位が損なわれるものとして、本件公開議事録の非公開部分は条例第7条第2号の非公開情報に該当するという。

しかし、単に会社法上、一般公衆に対して非公開とされている情報を公開するのみで本件株式会社における競争上の地位が損なわれることはなく、かつ、本件株式会社は大和市が20%の株式を保有する半民半官の法人であり、本件公開議事録の内容は法的保護を必要としないものである。そして、このことは実施機関の職員によるメモ部分が本件公開議事録の内容を補完するものであったとしても同様である。

したがって、実施機関は、本件公開議事録の非公開部分を公開する義務を負う。

ウ 請求②に関し、実施機関は、会社法上、貸借対照表以外の計算書類等については公告義務がなく、株主や会社債権者以外に公開義務を負わないこととされていることを理由に、これら非公開とされる計算書類等につき本件株式会社の財産権を構成し、公開により競争上の地位が損なわれるものとして、本件計算書類等の非公開部分は条例第7条第2号の非公開情報に該当するという。

しかし、単に会社法上、一般公衆に対して非公開とされている情報を公開するのみで本件株式会社における競争上の地位が損なわれることはなく、かつ、本件株式会社は大和市が20%の株式を保有する半民半官の法人であり、本件計算書類等における非公開部分は法的保護を必要としないものである。そして、このことは実施機関の職員によるメモ部分が本件計算書類の内容を補完するものであったとしても同様である。

したがって、実施機関は、本件計算書類等の非公開部分を公開する義務を負う。

(2) 反論書における主張

ア 請求③に関し、実施機関は、本件株式会社から各期に係る事業報告書等や本件公開議事録を収受している事実、かつ、本件株式会社の株式の20%を保有している事実を鑑みれば、実施機関が本件公開議事録以外の本件株式会社の株主総会議事

録を収受していないということは、地方自治法第149条第6号に規定する「財産の管理」を怠る事実ということとなり、あり得ないのであるから、実施機関はこれら議事録について秘密裡に管理していることはいうまでもない。

イ 請求②に関し、実施機関のいう会社法上の公告義務がいかなる規定であるか不明であるところ、会社法第433条第2項は会計帳簿閲覧等の請求について規定し、同法第438条第1項は計算書類等の定時株主総会への提出について規定していることに照らせば、本件計算書類等の非公開部分は公開されるべきである。そして、このことは、情報公開制度が構築された今日においては、一般に、行政機関に提出された書類については、具体的秘匿性を有しない限り、公開対象となり得ることからも明らかである。

2 実施機関の主張の要旨

- (1) 請求③に関し、実施機関は本件公開議事録以外の株主総会議事録については本件株式会社から提供を受けておらず、不存在であるため非公開とした。
- (2) 請求②に関し、会社法上、公告義務がない計算書類等や株主総会議事録を公開することで経営情報が流出し、本件株式会社の競争上の地位が損なわれるため、条例第7条第2号に基づき非公開とした。

第4 当審査会の判断

1 争点

本件の争点は二点である。一点目は、本件公開議事録以外の株主総会議事録の存否であり、二点目は、本件計算書類等及び本件公開議事録の非公開部分（以下「本件非公開部分」という。）の条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性であり、以下それぞれ検討する。

2 本件公開議事録以外の株主総会議事録の存否について

(1) 判断枠組みについて

本件において、審査請求人は本件公開議事録以外の株主総会議事録の存在を前提として、これら議事録の公開を主張するものであるが、これに対して実施機関は当該議事録については不存在であるとする。

この点、当審査会において、文書不存在を理由とする非公開決定に関する審査の判断枠組みとしては、実施機関の側が文書不存在を積極的に立証すべき事情があれば別論として、当該行政文書が存在するという審査請求人の主張に当該行政文書の不存在を覆すに足りる合理的な理由があるかについて検討するものとする。

(2) 文書不存在を覆すに足りる合理的理由の有無について

株主と株主総会議事録の関係について、会社法上、株式会社において株主総会の議事については議事録を作成しなければならず（同法第318条第1項）、株主及び債権者に議事録に関して閲覧や謄写の請求権が認められているが（同条第4項）、株式会社から株主へ議事録を交付するなどの規定は見当たらない。

そうであるとする、株主といえども会社法上の謄写請求権を行使するのでなければ、当然に議事録を保有するものではないという会社法上の建付けの下では、実施機関が本件公開議事録以外の議事録を保有していないことについて不自然、不合理とはいえない。

また、確かに実施機関は本件公開議事録については保有しているものであるが、いずれも本件株式会社の平成8年の設立年度における設立総会等に係る議事録であり、本市が本件株式会社の設立時に出資したこととの関係上、特にこれらを保有するに至ったものと推測されるのであるから、こうした設立時に係る本件公開議事録を実施機関が保有しているからといって、それ以後の事業年度の議事録を当然に保有しているという事実が推認されるものではない。

そして、本件においては、実施機関の側が文書不存在を積極的に立証すべき事情は見当たらず、実施機関が本件公開議事録以外の議事録を保有していないことにも不自然性、不合理性はないのであるから、これらの議事録の存在に関する審査請求人の主張には、議事録の不存在を覆すに足りる合理的な理由があるものとは認められない。

したがって、本件公開議事録以外の議事録の存在を前提とする審査請求人の主張は採用することができない。

3 本件非公開部分の条例第7条第2号該当性について

(1) 判断枠組みについて

実施機関は原処分において、本件非公開部分を公開すると本件株式会社の経営情報が流出し、会社としての財産権等の正当な利益が害されることを理由に条例第7条第2号を適用するものである。

同条号は、法人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益といった法的保護に値する財産権等を保障する趣旨の下、法人情報の内容や性質等からこれを公開することで当該法人の財産権等が侵害されることが認められる場合に、当該法人の情報を非公開とすることとしたものである。

本件非公開部分は、計算書類等や株主総会議事録といった、株式会社に対して会社法に基づく作成義務が課されている文書に係るものである。

この点、当審査会は、原処分の適否について、本市の情報公開制度を規律する条例の解釈と適用により審査する権限を有するものであり、非公開情報該当性に関する条例の解釈に当たっては、当該非公開情報を定めた条項の趣旨に則してこれを行うものであるところ、私法の領域に属する会社法の公告義務に関する規定を直ちにあってはめて結論を導くものではない。

もっとも、先述のとおり、同条号は法人の競争上の地位その他の正当な利益といった法的保護に値する財産権等を保証する趣旨に出たものであって、そして株式会社については会社法が法人格付与の法源であるところ、本件非公開部分の内容や性質

等から法的保護に値する財産権等の有無を判断する過程において、当該法人の法源である会社法の規定は考慮要素となるものとする。

そこで、本件非公開部分に関する会社法の規定を踏まえて、その内容や性質等を検討し、これが公開されることで本件株式会社の財産権等が侵害されるかについて、以下検討する。

(2) 本件非公開部分の内容等について

株式会社の計算（会計）の規制に係る会社法の規定において、株式会社は各事業年度に関する計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書を作成しなければならない（同法第435条第2項）、監査役の監査を経て（同法第436条第1項）、これらを取締役会にて承認したうえで（同条第3項）、計算書類と事業報告を定時株主総会に提出して、事業報告についてはその内容を報告し、計算書類については株主総会の承認を求めることとされている（同法第438条）。

そして、会社法は決算公告の制度を整備しており、大会社でない会社（本件株式会社はこれに該当する。）については計算書類のうち、貸借対照表のみを一般公衆への公告義務の対象とし（同法第440条第1項）、貸借対照表以外の計算書類等については、公告義務の対象から外した上、株主と会社債権者に限定した閲覧請求権等を認めている（同法第442条第3項）。

また、株主総会議事録についても先述のとおり、会社法は株主及び会社債権者に限定した閲覧請求権等を認めるのみであり（同法第318条第4項）、一般公衆による株主総会議事録の閲覧請求等に係る規定は見当たらない。

この点、貸借対照表とは会社の資産状態を明らかにするため、一定の時点における資産、負債及び純資産を項目別に対比させ、一覧表として示した計算書であるが、この貸借対照表を特に一般公衆への公告義務の対象とした会社法の規定は、一般公衆に対して会社の資産状態を示して会社と取引をするか否かの判断資料を得させる趣旨に出たものと解される（大判明治45年5月6日・大審院民事判決録18輯454頁参照）。すなわち、会社法は、一般公衆を対象とする取引の安全を確保するにあたり、株式会社の経営情報としては最低限である資産状態の公告で足りるとしたものであり、単なる資産状態を超えて、より経営の内部的事象と評価される損益計算書等の計算書類等については、あえてその公告を要しないこととしたものといえる。

そして、貸借対照表以外の本件計算書類等や株主総会議事録等の内容や性質等をみるに、まず、損益計算書とは、会社の経営成績を明らかにするため、一定の期間（事業年度）における収益とそれに対応する費用を記載する計算書であり、損益分岐点や経営の赤字や黒字が判明し、会社の営業戦略や資金繰りへの影響があるとされるものである。株主資本等変動計算書とは、事業年度における純資産の部の変動を示す計算書であり、株主持分変動という株主の財産に係る情報とされるものであり本来的

に外部公表が予定されていないものである。個別注記表とは、会社の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な注記事項を表示するものであり、継続企業の前提（会社の事業継続に関する疑義の有無をいう。）や重要な会計方針が記載されるものであるため、会社の営業戦略や資金繰りへの影響があるとされるものである。事業報告書とは、事業年度中の株式会社の状況を説明する報告書であり、主要な借入先や借入額、資金調達、設備投資等の会社の状況に関する重要な事項が記載されるものであり（会社法施行規則第118条、第120条）、本件株式会社のようないわゆる閉鎖会社（会社法上、公開会社でない会社をいう。）においては本来的に外部公表が予定されていないものである。販売費及び一般管理費とは、販売管理業務の経費をいい、全体の額自体は損益計算書内に記載される科目であり、これの内訳（明細）は計算書類の附属明細書と扱われ（会社計算規則第117条）、売上高に対するコストが占める割合が判明することから、経営の効率性の高低の評価に直結し、会社の営業戦略や資金繰りへの影響があるとされる。製造原価報告書とは、事業年度に販売した製品の製造原価を明らかにするために作成する書類をいい、公開会社であり、かつ上場会社（証券取引所の審査を通過し、証券取引所を通して株式を売買する資格を与えられた会社をいう。）には財務諸表等規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成と証券取引所への提出が義務付けられているものであるが、会社法上は閉鎖会社に作成義務や株主への提供義務が課せられるものではない。

また、その他の本件非公開部分である役員選任議案と本件公開議事録については、株式会社の経営に係る意思決定機関である株主総会に関するものであり、先述のとおり会社法上、株主や債権者には株主総会議事録の閲覧請求等が認められているが、一般公衆への公告義務の対象ではなく、これも本件計算書類等と同様に本来的に外部公表が予定されていないものである。

なお、本件非公開部分には実施機関の職員のメモ部分も含まれるが、メモ部分は本件計算書類等や本件公開議事録の内容を補完するものであり、そうであるとする、メモ部分も含めて本件非公開部分を一体のものと評価できるところ、本件非公開部分を一体のものとして条例第7条第2号該当性を検討するものである。

以上の本件非公開部分の内容や性質等を前提に、これらが公開されることで本件株式会社の財産権等が侵害されるかについて、本件株式会社から提出を受けた意見書を参考に検討する。

(3) 本件株式会社の財産権等の侵害について

意見書においては、本件非公開部分は本件株式会社の存続に直結する経営に係る重要事象と位置付けられており、これらが公開されることによる影響として、経営分析の手法で計算書類等が検討されるとコミュニティFMラジオ放送局という本件株式会社の経営上のノウハウが解明され、事業展開におけるいわゆる強みや弱みといったものが明らかにされ、その結果、本件株式会社の経営手法が模倣されたり、本件

株式会社の弱みを狙った対抗策が講じられることにより、本件株式会社が地域において築き上げてきた立場が取って代わられるという具体的な切迫した危険があるという。

また、本件非公開部分の情報が曲解された場合や情報の一部が断片的に切り取られた場合には、本件株式会社の対外的信用が失墜し、その結果、金融機関等に対する融資交渉が困難となり、事業運営の資金繰りが途端に破綻し、会社存続の途が断たれるとしている。

さらに、本件株式会社の地域に密着した情報を提供するコミュニティFMラジオ放送局としての設立趣旨から、株主構成は本市に地縁のある団体や企業、市民であるが、株主の承諾なく本件非公開部分が公開されることにより、本件株式会社と株主との信頼関係が破壊され、その結果、株式の払戻し等により本件株式会社の財務基盤が崩壊するという具体的で切迫した危険があるとする。

そして意見書においては、株主や債権者以外の一般には公にされていない本件非公開部分である本件株式会社の内部的な重要事象が明らかにされないことが、本件株式会社の財産権そのものというのである。

以上の意見書の内容を上記(2)に記述した書類の閲覧等に関する会社法の規律に照らして検討すれば、一般への公開を予定していない本件非公開部分の公開により、本件株式会社の経営上のノウハウの流出や対外的信用の失墜といった競争上の地位に対する影響は少なからず認められるところであり、これにより本件株式会社の財産権等を侵害するものと認めることができる(条例第7条第2号)。

さらにいえば、条例第7条第5号は、法令秘を非公開情報と規定するが、法令秘とは一般に、法令の明文の規定により公開が禁止され、又は具体的な守秘義務が課せられている情報をいうところ、会社法上、貸借対照表以外の計算書類等が公告義務の対象外とされていることをもって直ちに法令秘に該当するとして同条号を適用するものではないが、同条号の趣旨は本件においても妥当するものと解する。

すなわち、同条号の趣旨は、ある情報に非公知性があり、かつ法令の趣旨や目的に照らして秘匿の必要性がある場合に、当該情報を法令秘として法的保護を与えることにある。そして、先述のとおり、会社法上、貸借対照表のみを公告義務の対象としたのは、一般公衆の取引の安全を確保するためには、株式会社の経営情報としては最低限である資産状態の公告をもって足りるとしたものであり、単なる資産状態を超えて、より経営の内部的事象と評価されるその他の計算書類等については、あえてその公告を要しないこととしたものということができる。

そうであるとする、こうした会社法の決算公告の制度趣旨からは公告義務の対象外である計算書類等については秘匿の必要性が認められるのであって、本件非公開部分には、秘匿の必要性という同条号の趣旨が妥当するというべきである。

したがって、同条号の趣旨に鑑みても、本件非公開部分の公開により本件株式会社

の財産権等が侵害されるものと評価することができる。

以上のことから、本件株式会社の財産権等が侵害されることを理由として本件非公開部分に条例第7条第2号を適用し、これを非公開としたことは合理的である。

なお念のため、審査請求人は会社法第433条第2項の会計帳簿閲覧等の請求に係る規定及び同法第438条第1項の計算書類等の定時株主総会への提出に係る規定を挙げて、本件非公開部分が公開されるべきであると主張するが、同法第433条第2項の会計帳簿閲覧等の請求は、議決権又は持株比率が3%以上の株主に限定して認められた株主権の規定であり、同法第438条第1項の計算書類等の定時株主総会への提出は、株主により構成される株主総会への提出に関する規定であって、一般公衆を対象とした規定ではないのであるから、審査請求人の主張は失当といわざるを得ない。

4 結論

以上のとおりであるから、本件の争点である本件公開議事録以外の株主総会議事録の存否及び本件非公開部分の条例第7条第2号該当性については、審査請求人の主張は採用できず、実施機関の理由に合理性が認められるところ、一部公開決定とした原処分
の判断は妥当である。

第5 審査の経過

令和6年6月7日 諮問

同年7月8日 第一回審議

同年9月6日 第二回審議（同日結審）